

第3期地域福祉計画（H24）の進捗状況について

保健福祉部福祉課

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
基本目標1 市民ニーズに応じたサービスの利用促進				
1	総合相談体制の充実 ■計画書 P58	<p>① 高齢者支援センター</p> <p>総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図る。</p> <p>② 障がい者生活支援センター「みらい」、「めーでる」</p> <p>「みらい」での総合相談と「めーでる」での就労相談による障がい者への支援の充実を図る。</p> <p>また、障がい福祉サービス利用者へのサービス利用計画作成を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4カ所のセンターで、要支援者や二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護など、多岐にわたる高齢者支援を実施している。 ・相談件数 平成24年度 12,435件 (4月～12月) ・「みらい」においては、社会福祉士等専任職員4名・臨時職員1名。非常勤ピアカウンセラー4名により、3障がいの総合相談に対応している。 相談件数 平成24年度 4,476件 (4月～12月) ・「めーでる」においては、職員2名により就労相談に対応している。 相談件数 平成24年度 2,364件 (4月～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の介護認定者が増加し、予防給付のケアマネジメント数も増加していることから、予防給付ケアマネジメント担当職員の配置について検討する。 ・総合相談数も増加していくことが見込まれ、高齢者が安心して暮れることを目指し、個々の相談に継続的に対応していく。 ・「みらい」は、年々相談内容が複雑になっていることから、関係機関等とのネットワーク強化を図っていくことが重要となっている。 ・「めーでる」は、事業所のPRを積極的に行っていくとともに、相談支援の充実を図っていくことが必要である。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
		<p>③ 地域子育て支援センター 育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援など、地域の総合的な子育て支援の充実を図る。</p> <p>④ 家庭児童相談員・母子自立支援員 児童虐待やDVなどの相談支援の充実を図る。</p>	<p>地域子育て支援センターにおいては、職員2名、非常勤職員2名の4名体制で育児相談に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 平成24年度 155件 (4月～12月) <p>・非常勤職員3名を家庭児童相談員と母子自立支援員の兼務体制とし、相談に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数（家庭児童相談員） 平成24年度 1,221件 (4月～12月) ・相談件数（母子自立支援員） 平成24年度 1,538件 (4月～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設3年目となり、相談件数は増加している。 ・利用者、来館者のニーズを見極めながら、子育て支援の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的問題やDV等、相談件数は増加している。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
		⑤ 子どもサポートセンター 学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施している。 ・臨床心理士配置（週1回電話相談、月1回訪問相談を実施。相談員1名） 相談件数 平成24年度 89件 (4月～12月) ・教育相談（週5日相談員1名） 相談件数 平成24年度 91件 (4月～12月) ・青少年電話相談（週5日相談員1名、教育相談と兼務） 相談件数 平成24年度 4件 (4月～12月) ・小中学校に心の教室相談員配置（週2～3回、各小中学校1名） 相談件数 平成24年度 334件 (4月～12月) (教育部で所管) 	・臨床心理士への相談が増えているため、今年度より臨床心理士の勤務時間を拡大し実施。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
2 — 1	福祉情報の提供体制の整備 ■計画書 P59	<p>① 市の広報紙での情報提供に努める。</p> <p>② 市のホームページでの情報提供に努める。</p> <p>③ 各種ガイドブックの作成と情報提供に努める。</p> <p>④ 点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努める。</p> <p>⑤ 町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOの連携と情報共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜掲載し、情報を提供している。 ・くらしの情報として、福祉・介護、健康・医療、子育てなどに関する情報を掲載している。 ・「子育てガイドブック」、「保育所ガイド」、「学童クラブのしおり」「高齢者サービスガイド」、「ともに暮らしていくために」、「健康カレンダー」などのガイドブックを作成し、窓口配付などにより、制度の周知を図っている。 ・市広報紙・議会広報紙について、視覚障がい者のための点字広報、声の広報を発行している。 ・各種事業を通じて協力、呼びかけなど連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載スペースに限りがあるが、市民が福祉情報を入手する方法として割合が高くなっている。 ・引き続き、適宜掲載し、情報を提供していく。 ・情報量が多くなっても、タイマーに掲載することができる。 ・最新の情報の提供、更新の徹底を図る。 ・各種制度の改正等に合わせ、内容の精査、充実を図る。 ・引き続き、情報バリアフリーの推進を図る。 ・情報提供に努め、連携を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
2 - 2	社会資源ネットワークの整備 ■計画書 P60	<p>① 社会福祉協議会を中心に、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、町内会・自治会、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークをつくり、地域生活に密着した課題への対応を図る。</p> <p>② 地域活動を支援する地域福祉コーディネーターの育成について検討。</p>	<p>・地域福祉推進事業など、社会福祉協議会や地区社会福祉委員会を中心に、町内会、民生委員児童委員等と協力して、地域での見守り活動、講演会、まつりなどを通じ、連携が図られてきている。</p> <p>・社会福祉協議会では、地域活動の援助を実施しているが、地域福祉コーディネーターについては、機能と役割について検討中。</p>	<p>・社会福祉協議会を中心としたネットワークにより、連携強化を図る。</p> <p>・引き続き、地域福祉コーディネーターの機能と役割について検討していく。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
2 - 3	権利擁護体制の確立 ■計画書 P61	<p>① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発に努める。</p> <p>② 高齢者支援センターによる高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行う。</p> <p>③ 家庭児童相談員、母子自立支援員による子どもの虐待、DVの相談支援を行う。</p> <p>④ 障害者虐待防止法の施行に向け、市町村センター設置の検討等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページへの掲載のほか、関係機関との連携により啓発に努めるとともに、高齢者、障がい者への成年後見制度利用支援を行っている。 ・虐待に関する相談や支援は、対応マニュアルを見直しながら、対応の統一化やチームの連携を図っている。 ・悪徳商法に関する情報を消費者協会から得て、注意喚起を行っている。 ・非常勤職員3名を家庭児童相談員と母子自立支援員の兼務体制とし、相談に対応している。 (再掲) ・平成24年10月に虐待防止法が施行。市福祉課内に虐待防止センターを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知が図られてきている。 ・関係機関との連携を図り、適切な制度利用につなげ、高齢者や障がい者の安定した生活を支えていく。 ・相談窓口の周知活動を進めるとともに、相談支援体制の充実、支援者のスキルアップを図る。 ・虐待に関しては、緊急時に迅速に円滑に支援できる体制づくりを進めていく。 ・児童虐待やDVの相談件数は増加している。 ・相談業務などを引き続き実施していく。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
基本目標2 現状を反映した福祉事業の展開				
3 ■計画書 P62	多様な民間活動の支援、育成	① 住民ニーズの把握 各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組む。	・高齢者実態調査の実施。 ・地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見に活用してもらおうと、65歳以上名簿などを民生委員児童委員へ情報提供している。	・高齢者実態調査や各種計画策定時の実態調査などをとおし、住民ニーズの把握に努める。
		②NPO（非営利活動団体）との連携・協力・支援 NPO活動が市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在である。今後も、NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進する。	・高齢者や障がい者、児童の福祉サービスの委託を通して、NPOとの連携を図っている。	・引き続き、NPOとの連携・協力・支援を図る。
		③民間事業者の参入促進 サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進する。	・民間事業者の福祉事業への参入により社会資源の拡大が図られた。	・引き続き、民間事業者の参入促進を図る。
		④小規模多機能拠点の確保 介護サービスにおいて、切れ目のない一体的・複合的なサービスを地域で提供する小規模多機能拠点の確保に努める。	・6月に公募を行い、地域密着型サービス等運営委員会において、西の里地区及び北広島団地地区において開設する事業所を選考した。	・西の里地区は平成25年4月、北広島団地地区は平成26度開設予定。
		⑤コミュニティビジネスの支援 地域での雇用の受け皿として期待され、地域へ貢献できる福祉分野でのコミュニティビジネスを支援する。	・創業経費の一部を助成。 ・アドバイザーによる起業相談や経営相談を実施している。 (経済部で所管)	・引き続き、創業の支援を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
4	保健、福祉、医療の連携 ■計画書 P63	<p>① 相談窓口に保健、福祉、医療の専門家を配置する。</p> <p>② 保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい、高齢者など福祉部門に保健師や社会福祉士などを配置している。 ・保健、福祉、医療の専門家や関連する福祉機関との連携により、サービスの効果的な提供を図っている。 ・高齢者分野の地域たすけあい会議、障がい者分野の自立支援協議会の取り組みにより、少しずつ横のつながりができるつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に、引き続き専門家を配置する。 ・引き続き、連携強化を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
基本目標3 地域福祉活動への市民の主体的な参加				
5 1	ボランティアが活動できる環境づくり ■計画書 P64	① ボランティアセンターの充実に向けた支援 社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者と必要とする人の結びつけを実施しているが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備など、市民が参加しやすい仕組みづくりが必要である。 また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供も必要である。 そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図る。	・ボランティア活動の普及・啓発及び総合調整機関であるボランティアセンターを核に、小中学生から一般の方々まで連携しながら活動が図られるよう、ボランティアセンター事業への助成を実施している。	・ボランティアセンターを中心とした取り組みにより、一層の充実に向け、引き続き支援を図る。
		② NPO(非営利活動団体)への市民参加の促進 NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心を持って参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努める。	・市内NPO法人 28団体(平成24年12月31日現在) ・NPO法人設立認証事務やNPOセミナーの開催。 ・公益活動事業補助金等の実施。 (企画財政部で所管)	・引き続き、NPOへの支援活動の推進を図る。
5 2	ボランティア活動の担い手育成 ■計画書 P65	① 人材の発掘・育成 ボランティア研修の開催などにより、人材の発掘に努める。 また、地域の人材の発掘・育成に向け、ボランティアコーディネーターの育成や研修による資質の向上などを図る。	・各種ボランティア研修を実施している。 ・ボランティア登録者数 平成24年度 1,470人 (4月～12月) ・ボランティア派遣依頼数 平成24年度 122件 (4月～12月) ・ボランティア派遣数 平成24年度 425人 (4月～12月)	・ボランティアの発掘・育成に向け、引き続き、ボランティア研修の充実などを図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
		<p>② 学校での福祉学習の推進 福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の総合学習でのボランティア体験学習。 ・夏休み中のボランティア体験事業。 ・小中高先への福祉学習の研修など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施し、引き続き学校等での福祉学習の推進を図る。
6 — 1	地域活動の連携強化 ■計画書 P66	<p>① 社会福祉協議会の活動支援 地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会について、引き続き活動支援を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの交付金交付や委託事業の発注による支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金交付等により、運営の安定化が図られている。
		<p>② 町内会・自治会などの連携 町内会・自治会や地区社会福祉委員会は地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待される。そのため、地域福祉計画への理解と協力に向け、連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の現場で、共助を進める母体である自治会などの連携が地域課題を解決するうえで不可欠である。自治会単位で組織されている自主防災組織への災害時声かけ支援名簿の提供で連携が図られた部分もあるが、全体的には不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決のための身近なパートナーとして引き続き連携を図る。
6 — 2	活動の場の提供と意識啓発 ■計画書 P67	<p>① 地域活動拠点の提供 より多くの市民が地域活動に参加できるよう、住民集会所や学校の余裕教室等の活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 公益活動センター整備事業として、活動拠点の確保について検討中。 (企画財政部で所管) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き検討する。
		<p>② 地域福祉計画の理念と施策の意識啓発、広報活動 地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページによるPR、出前講座の活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、啓発に努める。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
基本目標4 その他地域福祉の推進のために				
7 1	社会福祉協議会との連携 ■計画書 P68	① 社会福祉協議会の体制、役割の強化 社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図る。	・市からの交付金交付や委託事業の発注による支援。	・引き続き、体制や役割の強化を図る。
		② 地域福祉実践計画との連携 社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域住民の地域活動への参加を進め、市民の具体的な活動や地域活動実践者の組織づくりの指針となるものであることから、計画の実施にあたり市の地域福祉計画との一体的な取り組みを図る。	・社会福祉協議会と連携しながら、取り組みの推進を図っている。	・引き続き、連携を図る。
7 2	福祉活動と連携した地域活動の推進 ■計画書 P68～69	① 民生委員児童委員との連携 民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っている。 そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会などを通した資質向上に努める。	・地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見に活用してもらうため、市から民生委員児童委員へ65歳以上名簿等を提供。 ・毎月開催される役員会で情報交換を実施している。 ・民生委員児童委員の協議会では、自主研修を実施するほか、初任者研修、専門研修等に参加し、資質向上を図っている。	・地域住民の身近な相談役である民生委員児童委員と、引き続き連携を図る。
		② 大学との連携 大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の付属機関への参加や学生ボランティアの受け入れなどを通して、大学との連携を図る。	・学識経験者として市の付属機関へ参加。	・地元の大学として、今後とも連携を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
		<p>③ 防犯対策など地域活動の促進 高齢者や障がい者などが悪徳商法などの被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要である。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が地区社会福祉委員会と協働して進めている地域福祉推進事業などの活動を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、活動の支援を図る。
7 — 3	他の福祉計画との連携 ■計画書 P69	高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で地域福祉に関連する施策、共通の理念で結ばれる取り組みについては、地域福祉計画で定めることとし、個別計画との連携を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時に連携しており、その後、他の個別計画に変更がなく、取り組みはしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時に連携し、その後は毎年進行管理を実施している。
8 — 1	バリアフリーのまちづくり ■計画書 P70	<p>① バリアフリーの推進 北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例に基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」に取り組んでいるが、市の公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進める。</p> <p>② 市営住宅にユニバーサルデザインの採用 市営住宅について、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成をめざし、ユニバーサルデザインを採用しており、今後もこの仕様での整備を予定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建て替えや小中学校の大規模改修に合わせたバリアフリー化を導入している。 ・共栄団地の建て替えにあたりユニバーサルデザインを採用していく。 (建設部で所管) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の協力を、引き続き求めていく。 ・平成25年度に着工予定。
8 — 2	建築物の耐震化 ■計画書 P70	耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の一部を助成する木造住宅耐震診断事業を実施している。 (建設部で所管) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、木造住宅耐震診断に加え、改修支援事業による耐震化を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
9	地域福祉の健全な発展 ■計画書 P71	<p>① 今後の少子高齢化社会や人口、世帯数の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図る。</p> <p>② 市民参加による委員会での計画策定と進行管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進行管理のため、保健福祉計画検討委員会の開催。 ・委員の任期を3年間とし、計画策定から進行管理まで一体のものとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画策定に向け、人口減少がもたらす影響を考慮する必要がある。 ・引き続き、市民参加を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
基本目標5 災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくり				
10 1	要援護者情報の把握と 情報の集約、維持管理 ■計画書 P72	情報の把握 ① 災害時声かけ支援登録による把握に努める。	・高齢者、障がい者、妊産婦に登録の働きかけ把握を図っている。 ・登録者数 平成24年度 2,172人	・今後とも登録の働きかけを行っていく。
		情報の把握 ②町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの要援護者情報の把握に努める。	・民生委員児童委員や福祉事業サービス事業者などからの情報について活用。 ・高齢者実態調査を実施した。	・引き続き、要援護者情報の把握に努める。
		情報の集約 市は、行政及び地域活動のなかで把握した情報の集約に努める。	・高齢者データバンク事業などにより、情報の集約を図っている。	・引き続き、情報の集約を図る。
		情報の管理 集約した要援護者情報については、災害支援の目的以外には使用されることがないよう、適切な管理に努める。	・市と提供先で覚書を交わして適切な情報管理に努めている。	・引き続き、適切な管理を図る。
10 2	要援護者情報の共有と 情報更新 ■計画書 P73	①地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員等との要援護者情報の共有を行っていく。	・災害時声かけ支援登録者名簿を民生委員児童委員、地区社会福祉委員会に提供し、情報の共有を図っている。	・要援護者情報については、提供先と覚書を交わし、情報管理に努めている。
		②町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要援護者の生活情報や連絡方法の日常的収集と情報更新を行う。	・民生委員児童委員など、名簿提供先からの連絡により名簿の修正を行っている。	・引き続き、情報収集や更新に努める。
		③ 同意方式による情報の共有が可能なところから取り組みを図る。	・同意方式での登録を行っている。	・今後とも同意方式での取り組みを図っていく。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成24年度の取組み	評価と課題等
10 — 3	要援護者の見守りと緊急対応に備えた役割分担 ■計画書 P74	<p>①町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要援護者に対する日常的な見守りを推進する。</p> <p>② 要援護者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図る。</p> <p>③ 災害時における要援護者の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時声かけ支援登録者名簿を民生委員児童委員、地区社会福祉委員会に提供し、ふだんの見守りでの活用を図っている。 (再掲) ・災害時に高齢者や障がい者などの要援護者を適切に支援するための全体計画を策定中。 ・全体計画とあわせて検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者情報については、提 供先と覚書を交わし、情報管理 に努めている。 ・今後、具体的な支援方法を支 援団体などと協議していくな かで検討。 ・要援護者の一時的受け入れに は、協力体制が必要であり、今 後、福祉施設等と協議をしてい く。